

福島県重点医師偏在対策支援区域 承継・開業支援事業 交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業を支援するため、第2条に定める対象施設等の設置主体に対し、第3条に掲げる経費について福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助する。

(補助の対象)

第2条 補助金は、令和6年12月17日以降(施設・設備整備については令和7年11月11日以降)に福島県内で承継・開業を行った医科診療所(保険医療機関の指定を受け、主として保険診療を行うものに限る。)に対し、必要な経費について交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、別表第1に掲げるものとする。

(補助上限額)

第4条 補助金額は、別表第2に掲げる金額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請等)

第5条 この要綱による補助金を受けようとする対象施設の設置主体等(以下「申請者」という。)は、交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。ただし、必要に応じ、参考となるべき資料の追加提出を求める場合がある。申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は1部とする。

(1) 所要額調書(第2号様式)

(2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、その申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認められるときは、申請者に確認の上、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、事業目的、事業主体及び補助金額の増額のいずれの変更も伴わないもので、かつ、補助対象経費の2割以内の増減とする。
- (2) この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けてはならないこと。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請者は、この要綱の第6条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときには、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。申請者は知事からの請求に応じ補助金を返還しなければならない。

- (1) 本要綱第7条の条件に違反したとき
- (2) 補助金の交付を受けた後に交付対象施設等の要件に該当しないことが明らかとなったとき
- (3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなったとき

(完了報告)

第11条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、完了報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつて

は、承認を受けた日) から起算して 30 日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 所要額精算書 (第 6 号様式)

(2) その他知事が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第 13 条 規則第 18 条第 1 項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定めるものは、取得価格の単価が 30 万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

3 補助事業者は、規則第 18 条第 1 項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書 (第 7 号様式) を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(会計帳簿等の整備等)

第 14 条 補助金に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後 5 年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 13 日から施行し、令和 7 年度事業に適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 14 日から施行し、令和 8 年度事業に適用する。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助対象経費
運営費	職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費（単価 50 万円未満に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費 ※消費税及び地方消費税に相当する金額は、補助対象としない。
施設整備費	診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 診療部門と一体となった医師住宅 (3) 診療部門と一体となった看護師住宅 ※消費税及び地方消費税に相当する金額は、補助対象としない。 ※土地の取得又は整地に要する費用、門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用、設計その他工事に伴う事務に要する費用、既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用、その他の整備費として適当と認められない費用は、補助対象としない。 ※厚生労働省からの内示があった日以降に着手したものに限る。
設備整備費	診療所として必要な医療機器等購入費 ※消費税及び地方消費税に相当する金額は、補助対象としない。 ※厚生労働省からの内示があった日以降に着手したものに限る。

別表第2 (第4条関係)

区分	上限額
運営費	「基準額」、「補助対象経費の合計額」、「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」のいずれか少ない額の3分の2（福島市・郡山市の診療所は3分の1）。千円未満は切捨。 基準額については、次により算出された額とする。 (1) ア. 診療日数1～129日 $6,200 \text{ 千円} + (71 \text{ 千円} \times \text{実診療日数})$ イ. 診療日数130～259日 $6,200 \text{ 千円} + (77 \text{ 千円} \times \text{実診療日数})$ ウ. 診療日数260日以上 $6,200 \text{ 千円} + (87 \text{ 千円} \times \text{実診療日数})$ (2) 訪問看護による加算額 $25 \text{ 千円} \times \text{訪問看護日数}$
施設整備費	「基準額」、「補助対象経費の合計額」、「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」のいずれか少ない額の2分の1（福島市・郡山市の診療所は4分の1）。千円未満は切捨。 基準額については、次に掲げる基準面積に、構造別単価を乗じた額の合計額とする。 1 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160 m^2 イ 有床の場合 (ア)5床以下 240 m^2 (イ)6床以上 760 m^2 (2) 医師住宅 80 m^2 (3) 看護師住宅 80 m^2 2 構造別単価 (1)鉄筋コンクリート造 558 千円/m^2 (2)ブロック造 444 千円/m^2 (3)木造 362 千円/m^2

設備整備費	「基準額」、「補助対象経費の合計額」、「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」のいずれか少ない額の2分の1（福島市・郡山市の診療所は4分の1）。千円未満は切捨。 基準額 16,500 千円（1ヶ所あたり）
-------	--

第1号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名

福島県重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業補助金 交付申請書
福島県重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 実施医療機関名
- 3 補助金交付申請額
- 4 添付書類
- 5 本件責任者及び担当者
責任者 所属・職氏名・連絡先

担当者 所属・職氏名・連絡先

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第2号様式（第5条関係） 重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業 所要額調書（運営費）

医療機関名：

（1）支出

区分	支出予定額 (円)	算出内訳
職員基本給		
職員諸手当		
非常勤職員手当		
報償費		
旅費		
備品費（単価 50 万円未満に限る。）		
消耗品費		
材料費		
印刷製本費		
通信運搬費		
光熱水料		
借料及び損料		
社会保険料		
雑役務費		
委託費		
合 計		
（その他）		
総事業費		

注）その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。（手引き参照）

（2）収入

区分	収入見込額 (円)	
寄付金その他の収入		
合 計		

（3）補助金交付申請額

実診療日数	訪問看護日数

基準額	
選定額	
所要額	

第2号様式（第5条関係） 重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業 所要額調書（施設整備費）

事業区分					
補助(間接補助)事業者名		施設名		所在地	
施工内容					
建物の構造及び面積		構造:		〇階建	
		建築面積		㎡	
		延べ面積		㎡	
施工期間		着工	年 月 日	～	竣工 年 月 日
整備費内訳					
区 分	費 目	面 積	単 価	金 額	備 考
		㎡	円	円	
補助対象事業分					
	小 計				
補助対象外事業分		㎡	円	円	
	小 計				
合 計					
財源内訳					
区分		金額		備考	
		円 (内 訳)			
(1) 補助金					
うち国					
うち都道府県					
(2) 地方債					
(3) 寄附金					
(4) その他(診療収入等)					
計					
補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するための抵当権設定の有無					
その他 参考事項					

第2号様式（第5条関係） 重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業 所要額調書（施設整備費）別表

事業区分	施設名	所在地

1. 事業施行状況				(○年 月 日現在)
区分	施工面積	工事施工率	金額	備考
自 年 月 日 至 年 月 日 現在竣工量	m ²	%	円	
自 年 月 日 至 年 月 日 まで竣工見込量				
計				

2. 工事進捗状況														(○年 月 日現在)			
工事名	○年												○年				
	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日				
設計事務	100%																
入札事務	100%																
整地工事	100%																
基礎工事	100%																
〇〇工事	65%																

【留意事項】

- 1 工事予定を点線の棒線で示し、その上に工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。
- 2 工事名ごとに工事進捗状況(出来高)を%をもって示すこと。

請負契約額	年度内完成(見込)				繰越予定		繰越理由
	○年 月 日現在		年度末現在(見込)				
(全体契約額)	円	%	円	%	円	%	
円							
(うち国庫補助金分)							
円							

【留意事項】

請負契約額欄の(うち国庫補助金分)は、交付決定額を記入すること。

第 2 号様式（第 5 条関係） 重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業 所要額調書（設備整備費）

1. 施設の名称
2. 施設の所在地
3. 設備整備の内容

品 名	銘 柄	規 格	員 数	単 価	金 額	設 置 場 所	備 考
1. 補助対象事業分				円	円		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
2. 補助対象外事業分				円	円		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
合計	—	—	—	—	0	—	—

寄付金その他収入			内 訳	金 額	備 考
			合 計		—

第3号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名

福島県重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

下記により福島県重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業の事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項（第2項）の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第 4 号様式（第 11 条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名

福島県重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業補助金 完了報告書
福島県重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業について、下記のとおり完了した
ので報告します。

記

事業名称及び箇所名	福島県重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業
交付決定年月日	年 月 日付け福島県指令 第 号
交付決定額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

本件責任者及び担当者
責任者 所属・職氏名・連絡先

担当者 所属・職氏名・連絡先

注 用紙の大きさは、A列4番とする。

第 5 号様式（第 12 条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地

補助事業者等 名 称

氏名又は代表者の氏名

福島県重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業補助金 実績報告書

下記のとおり福島県重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第 13 条第 1 項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 実施医療機関名
- 3 補助金交付申請額
- 4 添付書類
- 5 本件責任者及び担当者
責任者 所属・職氏名・連絡先

担当者 所属・職氏名・連絡先

注 用紙の大きさは、A列 4 番とする。

第6号様式（第12条関係） 重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業 所要額
精算書（運営費）

医療機関名：

（1）支出

区分	支出予定額 (円)	算出内訳
職員基本給		
職員諸手当		
非常勤職員手当		
報償費		
旅費		
備品費（単価 50 万円未満に限る。）		
消耗品費		
材料費		
印刷製本費		
通信運搬費		
光熱水料		
借料及び損料		
社会保険料		
雑役務費		
委託費		
合 計		
（その他）		
総事業費		

注）その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。（手引き参照）

（2）収入

区分	収入見込額 (円)	
寄付金その他の収入		
合 計		

（3）補助金交付申請額

実診療日数	訪問看護日数

基準額	
選定額	
所要額	

第 6 号様式（第 12 条関係） 重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業 所要額
精算書（施設整備費）

事業区分					
補助(間接補助)事業者名	施設名		所在地		
施工内容					
建物の構造及び面積	構造: ○階建				
	建築面積 m²				
	延べ面積 m²				
施工期間	着工	年 月 日	～	竣工	年 月 日
整備費内訳					
区 分	費 目	面 積	単 価	金 額	備 考
補助対象事業分		m ²	円	円	
	小 計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小 計				
合 計					
財源内訳					
区分		金額		備考	
(1) 補助金		円 (内 訳)			
うち国					
うち都道府県					
(2) 地方債					
(3) 寄附金					
(4) その他(診療収入等)					
計					
補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するための抵当権設定の有無					
その他 参考事項					

第6号様式（第12条関係） 重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業 所要額
精算書（施設整備費）別紙

事業区分	施設名	所在地

1. 事業施行状況					(○年 月 日現在)
区分	施工面積	工事施工率	金額	備考	
自 年 月 日 至 年 月 日 現在竣工量	m ²	%	円		
自 年 月 日 至 年 月 日 まで竣工見込量					
計					

2. 工事進捗状況													(○年 月 日現在)				
工事名	○年												○年				
	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日				
設計事務	100%																
入札事務	100%																
整地工事	100%																
基礎工事	100%																
〇〇工事	65%																

【留意事項】

- 1 工事予定を点線の棒線で示し、その上に工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。
- 2 工事名ごとに工事進捗状況(出来高)を%をもって示すこと。

3. 予定状況							
請 負 契 約 額	年 度 内 完 成				次年度 予 定		次年度 理 由
	○年 月 日現在		年 度 末 現 在 (見 込)				
	円	%	円	%	円	%	
(全体契約額)							
円							
(うち国庫補助金分)							
円							

【留意事項】

請負契約額欄の(うち国庫補助金分)は、交付決定額を記入すること。

第 6 号様式（第 12 条関係） 重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業 所要額
精算書（設備整備費）別紙

1. 施設の名称
2. 施設の所在地
3. 設備整備の内容

品 名	銘 柄	規 格	員 数	単 価	金 額	設 置 場 所	備 考
1. 補助対象事業分				円	円		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
2. 補助対象外事業分				円	円		
					0		
					0		
					0		
					0		
					0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
合計	—	—	—	—	0	—	—

寄付金その他収入		
内 訳	金 額	備 考
合 計		—

第7号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

福島県知事

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名

取得財産処分承認申請書

重点医師偏在対策支援区域承継・開業支援事業事業補助金により取得した財産を下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第18条第1項の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

- 1 品目
- 2 取得価格及び時価
- 3 取得年月日
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由
- 6 処分予定価格
- 7 本件責任者及び担当者
責任者 所属・職氏名・連絡先

担当者 所属・職氏名・連絡先

（注）別に指示する資料を添付のこと。